

2009年3月2日
郵便事業株式会社

心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する再発防止策の実施

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄）は、心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用の再発防止策の一環として、内国郵便約款の変更認可を要する施策を実施するため、平成21年2月20日（金）に総務大臣及び国土交通大臣に認可申請を行い、本日3月2日（月）にそれぞれ認可を受けました。

また、不適正利用防止のために下記2の施策を実施いたします。

1 認可を受けて実施する施策

- (1) 心身障がい者用低料第三種郵便物の引受けの際、引受支店において必要があると認めるとき^{※1}は、第三種郵便物の承認条件を具備していることを確認できる資料^{※2}を提出していただくこととし、承認条件の具備を確認できない場合は、引受けをお断りすることとします。

※1) 「必要があると認めるとき」として想定しているのは、次の差出しがあったときです。

- ア 同時に一定通数以上の大量差出し
- イ 特別調査実施中の刊行物の差出し

※2) 具体的には、有料発売条件の具備を確認できる資料として定期調査及び特別調査において提出を求める資料と同様のもの（領収書、会計書類等入金状況が分かる資料）又は購読申込書等有料購読の意思が確認できるものです。

- (2) 心身障がい者用低料第三種郵便物の広告掲載量制限の対象に封筒等の外装に掲載された広告を含めることとし、刊行物に掲載されている広告の面積と外装に掲載されている広告の面積の合計が刊行物の印刷部分の面積の5割以下とします。

また、その確認のため、刊行物の発行の都度の見本提出とは別に、差出しの都度、刊行物の見本及びその外装を提出していただくこととし、提出されない場合は引受けをお断りすることとします。

- (3) 実施日

平成21年6月1日（月）

2 その他の主な再発防止策

- (1) 定期調査・特別調査関係

ア 販売方法に応じたパターンごとの所要提出資料（有料発売割合を証明する資料）の種類及び内容を一覧表形式にして社内マニュアル等において明確化します。

イ 料金別納とする心身障がい者用低料第三種郵便物を引き受ける場合のシステム入力ルール（顧客情報の登録・2次元コードの発行、引受時の顧客コード入力）を設定し、支社において個々の刊行物の差出状況をシステム上で定期的に（原則毎月）モニタリングします。

ウ 特別調査実施の定量的基準（月間想定発行部数を基にした差出通数基準）を設定し、上記モニタリングの結果に応じ、支社において特別調査を機動的かつ確実に実施します。

(2) 承認関係

ア 発行人（心身障がい者団体）から、承認後定期的（3年ごと）に、公共機関の証明書を提出していただきます。

イ 心身障がい者団体及びその刊行物の適格性について証明主体となることができる公共機関として、厚生労働省、都道府県、政令指定都市、中核市又は福祉事務所に限定する旨を社内マニュアル等において明確にします。

(3) 実施日

平成21年3月1日（日）

以 上